

## 特別徴収切替届出（依頼）書の記入のしかた

### ◎新しく雇用された方がいる場合など、普通徴収で課税されている市民税・県民税を特別徴収に変更する場合

→特別徴収切替届出（依頼）書（提出書類2枚目の書式）をご提出ください。

※なお、給与収入がない方、納期が過ぎたもの等、徴収方法の変更ができないものも一部ございます。

特別徴収切替届出（依頼）書		処理	確認	税TEL
年 6月 18日 提出  越谷市長宛	① 所在地 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 フリガナ マルバツ カブシキガイシャ 名称 (氏名) ○× 株式会社 代表者氏名 越谷 ○郎 法人番号 9999999999999999	② 特別徴収義務者 指定番号 777777 新規 ※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書（要・不要）	<input type="checkbox"/> 処理不要(他市・新規・別特・給0・納期超過・納付済・年特により併) <input type="checkbox"/> 新年度 特徴 □ 期まで収納確認 ( / ) <input type="checkbox"/> 停止処理(督・還・口座) □ 別保管写(原本 月更正済) <input type="checkbox"/> / 返済(会社・関与先)	③ 担当者 連絡先 係 経理課 フリガナ氏名 コシガヤ マルコ 越谷 ○子 電話 048-964-2111
④ 氏名 埼玉 ○香 生年月日 平成 4年 12月 25日 1月1日現在の住所 〒 - 越谷市越ヶ谷4-1-1 現在の住所 〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	⑤ 普通徴収切替期別 期別を○で囲んでください。 〔1・②・3・4〕期以降を切替希望 ※1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。 ※2 納付期限内であっても随時期分については特別徴収への切替ができません。	⑥ 特別徴収開始予定月 8月分(9月 10日納期分)から ※提出日の2か月後を目安にご記入下さい。特別徴収を開始します。	⑦ 受給者番号欄 E 765-001 (希望がある場合のみご記入ください)	⑧ 届出理由 ① 入社(R5年 4月 1日) 2. その他( )
	⑨ 月割額連絡 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 21日までに要連絡 ※5～7月中の電話連絡は原則いたしませんので、あらかじめご了承ください。			

- 特別徴収を開始する事業所の所在地・名称・代表者・法人番号等を記入してください。
- 越谷市での指定番号があれば記入してください。越谷市にお住まいの従業員を雇い入れるのが初めての場合は新規に○をしてください。不明の場合は未記入でかまいません。
- この届出を記入された方の連絡先等を記入してください。
- 特別徴収を開始する従業員の方の氏名・生年月日・住所を記入してください。
- 何期の普通徴収分から特別徴収に切り替えるか記入してください。なお、納期限が過ぎたものや随時期分（普通徴収1期～4期以降の課税のもの）は特別徴収に切り替えることができません。（※i参照）
- 特別徴収開始予定月を記入してください。（※ii参照）
- 税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合、記入してください。
- 届出理由を記入してください。（入社の場合は入社日も記入してください。）
- 月割額の連絡が必要な場合にのみ記入してください。（※ii参照）

#### ※ i 【添付書類について】

- 二重納付防止のため、切替を依頼された納期未到来の普通徴収納付書を同封してください。同封できない場合は破棄してください。
- 納付済みの分があれば、領収書のコピーを添付してください。なお、原本は従業員ご本人様に返却し、提出しないでください。

#### ※ ii 【開始月の設定・税額の通知の時期について】

- 税額通知書は毎月10日頃までに市役所に到着したのものについて、同月末頃に通知をお出ししています。特別徴収開始予定月は、税額通知書の受領後で徴収可能な月を設定してください。なお、これ以前に事前の月割額の連絡が必要な場合には⑨への記入をお願いします。事前の連絡は電話に限らせていただいておりますので、FAXやメールでのご連絡は承ることができません。また、5～7月中の電話連絡は原則いたしませんので、あらかじめご了承ください。